

資源物の持ち去り行為に 罰則が適用されます

海田町では資源物を町や町の委託した業者以外が持ち去ることについて禁止しており、これについて令和4年7月から罰則が設けられました。

罰則規定

20万円以下の罰金

対象となる資源物

町が収集している場所（資源物ステーション）に出されている資源物（紙類・布類・金属類・ペットボトル・ビン類等）

* 新聞紙や雑誌の上に持ち去り禁止シートを置き、十文字でしばって出すなどご利用ください。持ち去り禁止シートは海田町HPに掲載しておりますのでご活用ください。

持ち去り禁止シート

資源物持ち去り禁止

この資源物は海田町が収集します。

海田町が収集する資源物について、町及び町長が指定する者以外が持ち去ることを固く禁じます。

海田町が収集する資源物を持ち去ると、「海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

資源物の持ち去り現場を目撃された場合は、海田町環境センター（Tel 082-823-4601）または海田町地域みらい課（Tel 082-823-9219）まで情報提供をお願いします。